

令和7年度

「中頓別中学校いじめ防止基本方針」

- I はじめに
 - 1「いじめ」についての基本的な考え方
 - 2「いじめ」の定義
 - 3 学校いじめ防止基本方針策定の趣旨及び目的
- II いじめの防止等のための取組
 - 1 未然防止
 - 2 早期発見
 - 3 いじめへの対応
 - 4 ネット上のいじめへの対応
 - 5 教員研修
 - 6 年間計画
- III いじめの防止等の対策のための組織
 - 1 役割
 - 2 組織図
- IV 重大事態への対処
- V その他(参考資料等)

Ⅰ はじめに

1 「いじめ」についての基本的な考え方

・いじめは人権侵害であるとともに、児童・生徒等においては、人格の形成という教育の目標に対して重大な支障を与えるものとしてとらえ、いついかなる場合にでも、否定されなければならないものである。

また、いじめは、いじめを受けた児童生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものであり、いじめは絶対に許されないものである。

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものとしてとらえ、中頓別中学校ではこの問題に今後継続して真剣に向き合っていくことを明らかにする。

2 「いじめ」の定義

・「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※具体的ないじめの形態について、例を以下に挙げる。

- | |
|---|
| ◇冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
◇仲間はずれ、集団による無視をされる。
◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
◇金品をたかられる。
◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
◇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等 |
|---|

3 学校いじめ防止基本方針策定の趣旨及び目的

・いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であることから、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために「中頓別中学校いじめ防止基本方針」を定める。

・また、本方針により、児童生徒がいじめはいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分に理解し、いじめを行わない児童生徒の育成を目指す。

・加えて、保護者や地域住民、その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

Ⅱ いじめの防止等のための取組

1 未然防止

・いじめは、どの子どもにも起こり得ることを踏まえ、全ての子どもがいじめに向かうことがないよう、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いを尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を育成するとともに、全ての子どもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進めるなど、いじめの未然防止を図る取組を進める。

※そのための具体的実践として以下のような取組を充実させる。

- ◇わかる授業づくり
- ◇いじめや友情などについて考える道徳の時間や道徳教育
- ◇体験的活動から人との結びつきを学ぶ総合的な学習の時間
- ◇コミュニケーション能力を高める特別活動
- ◇学校行事を機会や節目とした人間関係づくり
- ◇相互激励、相互援助を目指した部活動
- ◇地域との結びつきを深めるよさこいなどの特色的な活動
- ◇情報モラル教室や人権教室、非行防止教室
- ◇生徒がいじめについて主体的に考える生徒会活動
- ◇保護者懇談会、地域懇談会、通信等による啓発活動 等

2 早期発見

・いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいをして行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことから、ほんのささいなことから予期せぬ方向に推移し、重大な事態に至ることもあることから、些細な兆候や一回限りの行為であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階からいじめを発見するための取組を進める。

※そのための具体的実践として以下のような取組を充実させる。

- ◇生活状況アンケート
- ◇生徒理解支援ツールの活用
- ◇定期的あるいは状況に応じた教育相談
- ◇朝の会、帰りの会、学級の活動等を複数体制で見守る学年体制
- ◇10分休みや昼休みも生徒の生活を見守る体制の継続
- ◇学級日誌や個人ノートなど、生徒の発信を受けとめるシステムづくり
- ◇生徒にかかわる教職員間の情報交換の場の設定
- ◇保健室との連携・連絡体制
- ◇通報、相談窓口の明示（相談体制の整備）※外部機関を含む 等

・いじめではないかと疑われる事案に接したときは、速やかに対策組織に情報を報告し、組織的に適切な措置をとる。

3 いじめへの対応

・いじめが確認された場合は、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うこととする。また、必要に応じて関係機関と連携を図り、早期対応に努める。

※いじめへの対応について具体例を以下にあげる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 発見・通報を受けたときの対応(2) いじめを受けた児童生徒への対応(3) いじめたとされる児童生徒への対応(4) いじめが起きた集団への対応(5) 家庭との連携(6) 関係機関との連携 |
|---|

(1) 発見・通報を受けたときの対応

- ・教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに組織に報告・相談する。
- ・複数の教職員で児童生徒への事実関係の聴取や具体的な対応を行うなど、組織的に対応する。
- ・いじめの事実の有無を確認し、設置者に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

(2) いじめを受けた児童生徒への対応

- ・心身の苦痛を共感的に理解しつつ、事実関係を確認する。
- ・いじめられた児童生徒にも責任があるという認識はしない。
- ・自尊感情を高めるよう留意する。
- ・確認した事実関係は迅速に保護者に伝える。
- ・安全・安心を確保し、「絶対に守り抜く」という姿勢を伝える。
- ・安心して学習その他の活動に取り組む環境を確保する。
- ・解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払う。
- ・個人情報、プライバシーに十分配慮する。

(3) いじめたとされる児童生徒への対応

- ・事実関係を聴取し、いじめの事実の有無を確認する。
- ・確認した事実関係は迅速に保護者に伝える。
- ・いじめは「絶対に許されない」ということを理解させる。
- ・状況に応じて、別室指導や出席停止等の措置を行う。
- ・不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む
- ・個人情報、プライバシーに十分配慮する。

（４）いじめが起きた集団への対応

- ・いじめを見ていた児童生徒にも。自分の問題としてとらえさせる。
- ・誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ・はやし立てるなどの行為は、加担する行為であることを理解させる。
- ・いじめの問題について話し合い、根絶への意識を高める。

（５）家庭との連携

- ・被害・加害児童生徒の保護者へは、原則として、複数の教職員が家庭訪問を行い、対応する。
- ・保護者からの要望等に関しては、組織で検討することとし、期日等を明示して回答するなど、誠意をもって対応する。
- ・相談・対応の窓口を一本化する。

（６）関係機関との連携

- ・いじめを確認した場合は教育委員会に速やかに報告する。
- ・状況に応じて、心理や福祉等の専門家、警察等と連携を図る。

４ ネット上のいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォンの普及発達に伴い、ネット上で、特定の児童生徒を誹謗中傷したり、個人情報を書き込んだりするなどのいじめが増加していることを踏まえ、こうしたいじめを防止し、効果的に対処する取組を進める。

※そのための具体的実践として以下のような取組を充実させる。

- | |
|--------------------------|
| ◇ネットパトロール |
| ◇情報モラル教室 |
| ◇ＩＴ機器の使用や所持に関する保護者への啓発活動 |
| ◇ＰＴＡ講習会・研修会 |
| ◇通報、相談窓口の明示 |
| ◇法務局、警察等との連携 |
| 等 |

５ 教員研修

- ・いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導やその保護者に対する助言、又は、その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づいて適切に行われるよう、教職員の資質向上に必要な教員研修を進める。

※そのための具体的実践として以下のような取組を充実させる。

- ◇校内研修
- ◇町研での研修会
- ◇P T A 研修
- ◇生徒指導研究協議会（教育局主催）の環流
- ◇初任者研、中堅教諭研修（教育局主催）の環流
- ◇スクールカウンセラーを活用したミニ研修・校内研修
- ◇道研や民間団体が開催する研修への職員派遣 等

6 年間計画

・学校におけるいじめの未然防止や早期発見・早期対応が適切に行われるよう、年間を通じていじめの防止等のための対策を計画的に行い、その取組を検証し、より実効性の高い取組となることを目指す。

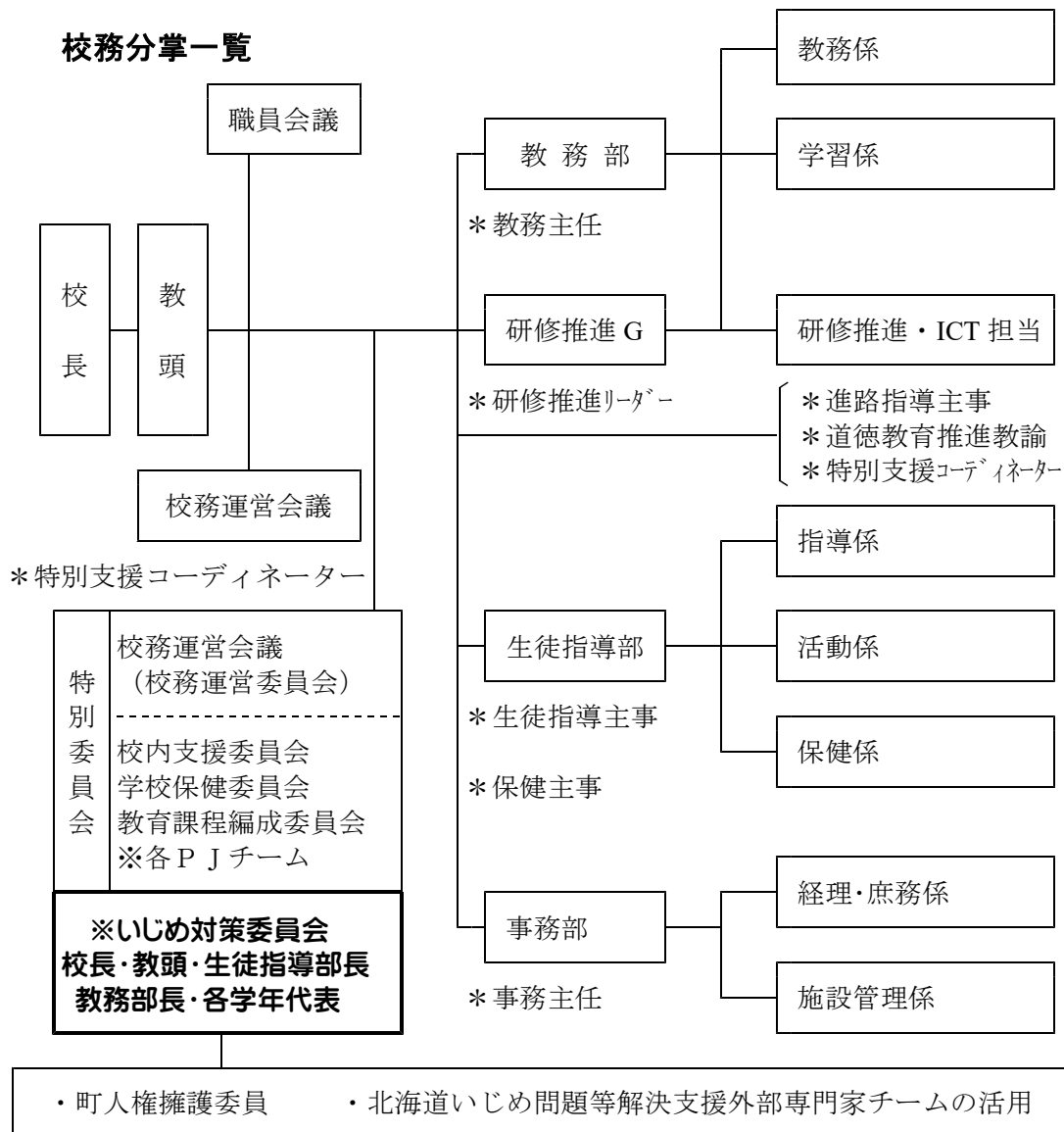
月	行事予定	未然防止	早期発見	ネットいじめ	教員研修	検証計画
4	入学式	学級づくり		生徒心得	校内研修	
5	運動会	避難訓練 生徒会・チーム	教育相談		合同研修	
6	よさこい披露	生徒会・道徳	アンケート		授業交流	アンケート実態把握
7	地区中体連 地区コンクール	生徒会・道徳	生徒支援 ツール活用	参観日全体会	町研講座	学校評価
8		生徒会・道徳				
9	修学旅行 宿泊研修	活動班 生徒会・道徳			合同研修	
10	学校祭	防災学校 学校祭取組	アンケート		PTA 大会	アンケート実態把握
11	研究大会	生徒会・道徳	教育相談	情報モラル教室	合同研修	
12	生徒会レク	生徒会・道徳			合同研修	
1	アンサンブル コンクール	生徒会・道徳			合同研修	学校評価
2			アンケート 教育相談		授業交流	年度末反省
3	卒業式					新年度対策

Ⅲ いじめの防止等の対策ための組織

1 役割

- (1) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- (2) いじめの相談・通報の窓口
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- (4) いじめの疑いに係る情報があつたときの組織的な対策案の作成
(情報の共有、事実関係の聴取、指導や支援体制、保護者との連携など)

2 組織図



Ⅳ 重大事態への対処

・次に掲げる重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告するとともに、教育委員会の指導及び支援の下、組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により当該の重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

1, いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより、転学などを余儀なくされた場合

2, いじめにより相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

3, 児童生徒や保護者から、重大事態の申し立てがあったとき
学校が、児童生徒へのいじめの事実を確認できていない場合には、必要に応じて対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられる。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実に向き合い向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を藉に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

V その他（参考資料等）

○ いじめを受けている子どものサインの例

学 校 で の 様 子		
◇学校生活全般	○学校がつまらないとよく言う	○急に友人がいなくなる
○おどおどやぼんやりが多くなる	○持ち物の紛失、落書きなどがある	◇授業中の態度、学習面
○嫌な役目をさせられる	◇教師との関係	○発言を友人がからかう
○誘われると断りきれず、すぐ従う	○目を合わせず避けるようにする	○学習についていけない
○以上に周囲を気にする	○教師を怖がっている	○授業中にぼんやりしている
○顔色が悪く、元気がない	○訳もなくすり寄ってくる	○急に成績が落ちてくる
○行事や部活動を嫌がる	◇友人関係	◇その他
○配布物がわたっていない	○遊んでいても楽しそうでない	○一人で掃除している
○休み時間、トイレに長く入っている	○悪口を言われても愛想笑いをする	○時々涙ぐんでいる
○身体的不調からよく保健室に行く	○からかわれる	○教室に入るのが怖いと言う
○遅刻・早退・欠席が多くなる	○おかしいあだ名をつけられている	○小さな失敗を気にし過ぎる

家 庭 で の 様 子		
◇家庭生活全般	○学校を休みたがる	◇友人関係
○朝、起きられない	○日記等に悩みなどを書く	○友人がいらないと言う
○朝、頭痛や発熱等を訴える	○学校のことを話さなくなる	○友人に意地悪されたと言う
○昼夜逆転した生活をする	○食欲がなくなる	○友人を避けるようにする
○朝、トイレから出てこない	○擦り傷、あざをつくって帰る	◇その他
○昼ごろから元気になる	○いじめの被害等を話題にする	○小心、内気、心配性である
○下校後、ぐったりしている	○休日や夏休み中は症状がない	○勉強が分からないと言う
○帰宅が急に早くなる	○先生が嫌いだと言う	○他の欠席者を話題にする
○急に落ち着きがなくなる	○閉じこもりがちになる	○明るさが次第になくなる
○不審電話などがかかってくる	◇家族との関係	○欠点を強く気にする
○お金をこっそり持ち出す	○頑なな感じになる	○転校したい、生まれ変わりたいと言う。